



## 「通販」の申し込みは

**慎重に！**

消費生活センター ☎ 443・9078

利用規約などへのリンク  
がある

事例  
インターネット広告を見て、「初回500円」の健康食品を1回だけお試しのつもりで申し込んだ。

しばらくすると、頼んでいない2回目の商品の発送通知メールが届いた。そのメールで4回の定期購入契約であったと初めて知った。

5回目以降は無料で解約できるが、4回目までに途中で解約すると違約金がかかるとのことだった。広告では、定期購入契約などはわからなかつたので、解約をしようと思ったがつながらなかつた。

2回目以降の商品を受け取りたくないし、代金も支払いたくない。

通信販売の広告やホームページには、通常価格よりも価格で商品が購入できる

ことを強調して表示しているものがあります。しかし、低価格で購入するためには、

「4カ月以上の定期購入」などの条件があり、消費者が支払う総額が数万円になる契約内容もあります。

こうした広告やホームページは、次のように契約内容が認識しづらくなっています。それが多くみられます。

◇強調表示に比べて契約内容の字が小さい、目立たない位置に表示されている  
◆何度スクロールしても同じよう  
◆不安に思つた場合は、消費生活センターへ相談  
表示され、ページの最後に契約内容が記載されたしましよう。

※ 不安に思つた場合は、消費生活センターへ相談しましよう。